



よくあるご質問

Q どのような場合に来てくれるのですか？

A お一人で通院が困難な方が対象です。
例 介護が必要な方・車椅子の方・お身体に障害を抱えている方など

Q 料金はどのくらいかかりますか？

A 保険診療が適用されます。詳しい料金や治療期間などは随時ご相談ください。
交通費はかかりません。

Q どのような方法で治療してもらえますか？

A 歯科器材をご自宅に運んで、自宅内で治療します。

Q 寝たきりでも治療や口腔ケアはできますか？

A 対応できます。

Q 介護保険が適用になるのはどんな場合ですか？

A 在宅で要介護認定を受けられている方のみ適用になります。歯科医師または歯科衛生士が行う介護サービスを「居宅療養管理指導」といいます。

Q 歯科医師または歯科衛生士が行う「居宅療養管理指導」とは何ですか？

A 歯科医師や歯科衛生士がご自宅へ伺った際、患者様やご家族様に対して計画的な医学的管理に基づき、療養上の実地指導や必要な情報をケアマネージャーなどに行うことです。

Q 「居宅療養管理指導」をケアプランに組み込む必要はありますか？

A 組み込む必要はありません。訪問介護や訪問入浴などの介護サービスとは違う別枠の介護サービスになります。

Q 「居宅療養管理指導」を受けることにより、支給限度基準額を超えてしまっても問題はないのですか？

A 問題ありません。支給限度基準額に関係しない別枠の介護サービスになります。



ご予約・お申し込みは簡単!!

お電話一本でお伺いします!!

歯科医師と歯科衛生士がお約束の時間に、ご自宅や施設にお伺いします。

訪問歯科診療の流れ

① 電話またはFAXで申し込み



② 日時を決める

患者様やご家族様のご都合をお伺いして、院内の予約状況によりアポイントを決めさせていただきます。



③ 診査

お口のチェックとお身体の健康状態を考慮し、治療計画をたてます。



④ 治療開始

治療・口腔ケア・口腔リハビリを開始します。



⑤ 定期健診

お口やお身体の健康維持のため、定期的なお口のケアが重要です。



費用について

・患者様のお持ちの健康保険証が適用されます。

健康保険

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方	定率1割または3割
障害者認定を受けられている方	各市町村の助成と同様の取り扱い
生活保護を受けられている方	費用はかかりません

さらに、
ご自宅で要介護認定を受けられている方は、介護保険も適用されます。

介護保険（1割の場合）

歯科医師によるもの	約500円（月2回まで）
歯科衛生士によるもの	約350円（月4回まで）

* 訪問歯科診療にかかった費用は医療費控除の対象となります。

* 介護保険は1割と2割の場合があります。



こんな時はお気軽にご相談ください

入れ歯が合わない

歯が痛い

うまく噛めない

口臭が気になる

誤嚥性肺炎の予防

長い間、歯医者に行っていない

口内炎がよくできる

寝たきりでお口の中が心配

食事をよくこぼす

うまく飲み込めない



患者様の笑顔が、私たちのやりがいです!!

「いつまでも、おいしく食べたい」

「いつまでも、友達と楽しく会話がしたい」

と願う、

患者様やご家族様のために

当医院は訪問歯科診療を通じて、

その想いにお応えします。



陸田美樹

1992年 日本大学歯学部卒業 口腔外科入局後、開業医勤務
患者様の声にて訪問診療の重要性を感じ、訪問診療にたずさわっております。

患者様やご家族様の質問にも耳を傾け、安心していただける歯科医院を目指しています。